「産学公の森」 (「企業の森・産学の森」) 推進事業

- 社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、産学公による新たな成長産業を創生する取組を支援します-

令和6年度

申 請 要 領補助金交付要領

公益財団法人京都産業 2 1 京都府

令和6年度採択

目次

1	趣 旨	2
2	<u>趣 旨</u>	2
3	対象事業、補助率、支援規模、評価基準等	9
4		10
5	申請手続	.10
6	評価方法	.12
7	交付決定	.13
8	申請手続	.13
9	補助金交付要領	.15

1 趣 旨

地球温暖化、食糧問題など様々な社会課題の解決は、持続可能な社会の構築だけでなく成長産業として経済の活性化にも寄与するものですが、企業単独での解決を図ることは困難であり、オープンイノベーションによる社会課題解決型ビジネスの創出が求められています。

本補助金では、企業や大学等研究機関と連携し、社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図る産学公による取組を支援します。

※京都府が推進している「産業創造リーディングゾーン (P14 参照)」関連の取組や、グローバル展開を図る取組などを特に求めています。

2 対象要件

(1) 補助事業の対象となる要件

京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点^{*1}を有する中小企業者^{*2}を代表企業^{*3}とし、構成企業^{*4}又は大学等研究機関^{*5}(以下、「機関」という。)を含む2者以上からなる産産連携グループ^{*6}又は産学連携グループ^{*7}(以下「グループ」という。)であることを要件とします。

なお、代表企業と構成企業・機関は、交付要領第4条に定める共同事業契約を締結し、 お互いに協力し合って本事業を実施することとします。

事業を実施する際に、京都府関係部局からの助言等の連携を希望する場合は、関係部局とのマッチングについて、京都府産業振興課と協力しながら全面的にサポートします。

また、「理研との連携を想定したテーマ」(脳科学・AI・iPS細胞・ロボット)のいずれかをテーマとし、国立研究開発法人理化学研究所**(以下、「理研」という。)をグループ構成に含む補助事業に対しては、審査時に考慮するとともに、理研研究者とのマッチングについて京都府と協力しながら全面的にサポートします。

- ※1 拠点 … 「産学公の森」(「企業の森・産学の森」) 推進事業補助金交付要領(以下、「交付要領」という。) 第2条第1号に定める場所。法人の場合は、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の原本、個人の場合は確定申告書の控え又は開業届の控え(決算期を一期も迎えていない開業した方)により、京都府内に事業活動を遂行する拠点の所在が確認できることが要件です。
- ※2 中小企業者 … 交付要領第2条第2号に定める者。
- ※3 代表企業 … 交付要領第2条第3号に定める者。
- ※4 構成企業 … 交付要領第2条第4号に定める者。
- ※5 大学等研究機関 … 交付要領第2条第5号に定める機関。なお所在地は府内に限りません。

- $\frac{2}{2}$ ※6 産産連携グループ … 交付要領第2条第6号に定めるグループ。なお、グループ間の受発注に係る経費は補助対象経費として認められません。
- ※7 産学連携グループ … 交付要領第2条第7号に定めるグループ。
- ※8 理研の研究内容等につきましては、下記ホームページをご参照ください。
 - ・理研のホームページ http://www.riken.jp/

【社会課題の例】

①ビッグデータ解析等の先端技術を活用した子育て環境の構築

各地域の繋がりの希薄化、核家族化の進行、急速な少子高齢化など社会が変化する中で、 産後うつや育児ノイローゼの増加、仕事・育児・介護の3両立に直面するケースの増加な ど、子育てが難しい状況が次々と生じています。

本来、各種子育て制度の充実など日本の子育て環境は、高いポテンシャルを有するものの、それを活かしきれていない背景として、考え方など文化・精神面に根強い問題が潜むことに加え、地域社会との連携、働き方の変革など、社会を構成するあらゆる分野・要素が複雑・有機的に絡み合っているため、個別の課題分析と解決方法では対処できない状況になっていることが大きな要因です。そこで、ビッグデータ解析等によって社会全体を様々な視点から解析するとともに、国際比較などを通じて、これまで認知できていなかった課題の抽出・整理を行い、総合的な観点からの子育て環境の構築を目指す取組を支援します。

②脱炭素社会の実現に向け「自然」の機能を活かす新産業の振興

脱炭素社会の実現に向けては、脱炭素技術を活かした新産業の創出・育成を図ることが重要ですが、産業のグローバル競争が加速する中で、日本の強みを活かしたイノベーションによってこれを実現することが理想です。そこで、石油(原油)・石炭などの化石資源に代わる太陽光・風力をはじめとする自然エネルギーなど「資源」の観点だけでなく日本が世界に誇る四季折々の豊かな生態系が有する「機能」を活かし、資材や生産方法などサプライチェーン全体を環境負荷の少ないものへ変革することを目指すため、<u>化石資源を極力使わない新素材、生産方法の開発やカーボンニュートラル化に向けた取組</u>を支援します。

③メタバース、デジタルツインなどのテクノロジーを組み合わせたスマートシティの構築

人口減少社会、少子高齢化社会においては、あらゆる立場・境遇の方が孤立することなく社会と繋がり、必要な時に必要なサービスを享受でき、自分らしく活躍することができるスマートシティの実現が求められています。そこで、メタバースやデジタルツイン、ハプティクスなどのテクノロジーを組み合わせ、個人の能力差に関係なく自分らしく働ける場の構築、誰もが平等に教育を享受できる環境の構築など、スマートシティの実現に向けた取組を支援します。

④フードテック、スマートアグリの技術を活用した第一次産業の課題解決に資する取組 農業や漁業の生産性は、世界的に他産業と比較して低い傾向にあり、日本でも担い手の 高齢化・人手不足が深刻化しています。また、今後発展途上国を中心とした人口の爆発的 な増加により、2030年頃にはタンパク質の需要が供給を上回ることも示唆されています。 そこで、データに基づく農地管理による効率的な生産システム、未利用の自然資源を活用 した新たな食材の開発など、農業や漁業の課題を解決する取組を支援します。

⑤「京の健康」で示された健康寿命延伸のためのヘルスケア産業の振興

高齢化社会による医療費増大が問題となる中、健康長寿社会の実現に取り組むことが 急務となっています。さらに京都府における健康寿命は男性・女性ともに全国の平均を下 回っており、京都府では健康寿命を延伸することを目標として、「きょうと健康長寿・未 病改善センター」を設置し、エビデンスに基づいた健康づくりや介護予防を実施するなど、 府民の健康づくりの推進を図っているところです。そこで、「食事や運動等の生活習慣」 と「健康状態や健康への意識」に係る傾向や特徴をまとめた『京の健康』(詳細は京都府 ホームページ〈https://www.pref.kyoto.jp/toc/healthcare/gaiyou_main.html〉掲載の『京の健康』概要版を参照)を参考に、ビッグデータ解析等によって認知症・生活習慣病など疾患の早期発見を可能にする仕組みの開発や,予防方法の開発等を行う取組を支援します。

※なお、これらはあくまで例示であり、様々な取組をお待ちしております。

本補助金への交付申請は、1事業者につき1件とします。

また、公益財団法人京都産業21 (以下、「財団」という。)が令和6年度に実施する「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」「共創型ものづくり等支援事業」及び令和5年度に実施する「生産性向上モデル創出支援事業」とは併願申請できません。

なお、国等他の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合にあっては、 併願応募は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用 はできませんので御注意ください。

(2) 補助金交付対象企業の要件

本事業の補助金は、(1)の要件を満たすグループを構成する各企業に対して直接交付します(表1参照)。

ただし、グループを構成する企業のうち、「スタートアップ企業」*1においては、京都府内に拠点が無い場合であっても、財団理事長が認める場合に限り補助金の交付対象企業とします。

また、代表企業と構成企業が親会社・子会社^{※2}の関係にある場合は、**代表企業となる** 一方のみが補助金の交付対象となります。

- ※1 「スタートアップ企業」…本事業において、下記要件を全て満たす企業をいう。
 - ・創業 10 年以内で国内に拠点を持つ未上場の企業
 - ・バイオ、AI・IoT、データサイエンス、ロボティクス、xR等の最先端技術又は大学等研究機関の研究シーズを活用した新たな製品・サービスの開発を目指す企業
- ※2 親会社・子会社 … 会社法2条第3号及び第4号で定める親会社・子会社。子会社は、議決権のある株式の50%超を、他の会社(つまり親会社)に保有されている会社を指します。たとえ50%以下であっても、営業方針の決定権、役員の派遣状況、資金面等から「実質的に支配」されていると判断される場合には「子会社」になります。また、代表企業と構成企業の関係が親会社の同一グループ内における子会社・子会社の場合も、代表企業となる一方のみが補助金交付対象となります。

■ 企業グループ構成要件(表1)

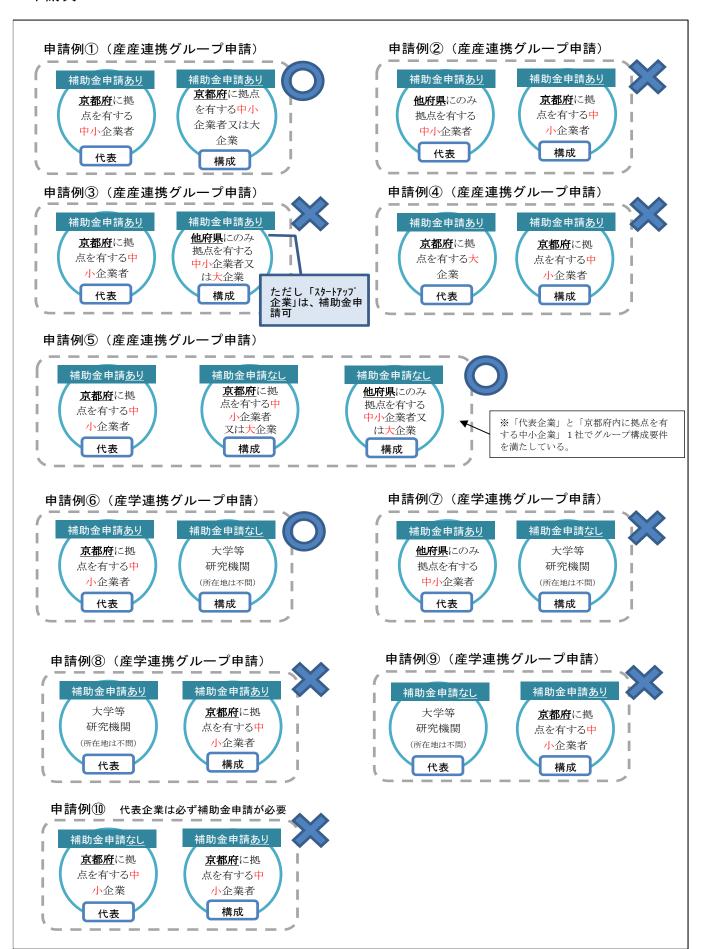
<u> </u>	<u> </u>			
区分	<u>本事業</u> を遂行する拠点 (※3)	代表企業 としての資格	構成企業・機関 としての資格	補助金交付 対象企業 としての資格
中小企業者	京都府内に拠点 有	0	0	0
中小正来有	京都府内に拠点 無	×	\circ	△(※4)
大企業	京都府内に拠点 有	×	\circ	\circ
人企業	京都府内に拠点 無	×	\circ	△(※4)
大学等研究機関	— (所在地は不問)	×	0	× (※ 5)

^{※3} 京都府内に拠点を有する中小企業者を代表企業とし、京都府内に拠点を有する構成企業又は大学等研究機関(所在地は不問)1社以上が必ず参画すること。ただし、京都府内に拠点を有する中小企業者を代表企業とし、本要領で定義する「スタートアップ企業」が参画する場合はグループ構成要件を満たすものとする。

^{※4} 本要領で定義する「スタートアップ企業」は補助金交付対象とする。

^{※5} 大学等研究機関との受託(共同)研究費は補助対象経費として認める。

<申請例>



(3) プロジェクトリーダーの選定

グループの中からプロジェクトリーダーを1名選んでください。

プロジェクトリーダーは、グループ全体のマネジメント並びに事業計画の策定、事業の 実施及び成果を管理・総括する、本事業に関するグループの責任者です。

なお、必ずしも(1)に定めるグループの代表企業となる中小企業者に所属する方である 必要はありません。

(4) 以下に該当する者はグループの構成資格がありません。

(4)	MICE J J	- D 10	ン/v / v/h/以貝(ff // v) y よ と / v。
1	不正経理·受給	=	ヨウルナハルロルが)ァレッセル人がラムン、イナフタロウナマグ
	及び税の滞納等		国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給
	がある場合	21	行ったことがある場合及び法人税等の滞納があるとき。
(2)	その他	ア	風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法
2	C •> E		律第122号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(一部例外
			を除く。)。
		1	役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役
			員又は事業所の代表をいう。以下、同じ。)が暴力団員による
			不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号。以
			下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団
			員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
		ウ	暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。
			以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認
			められるとき。
		エ	役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又
			は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を
		オ	利用するなどしたと認められるとき。 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は
		4	便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運
			営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
		カ	役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を
			有していると認められるとき。
		キ	下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、
			その相手方がイからカまでのいずれかに該当することを知りな
			がら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
		ク	イからカまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契
			約その他の契約の相手方とした場合(キに該当する場合を除
			く。)に、財団が当該契約の解除を求め、これに従わなかった
			とき。
		ケ	交付要領第2条第1号に定める拠点の府外移転を行う(検討開
			始を含む。)ことが明確なとき。

3 対象事業、補助率、支援規模、評価基準等

I アーリーステージ コース(グループ形	Ⅱ 事業化促進コース	Ⅲ 本格的事業展開コース (応用研究等、設備投資、それ		
成)	マーケティング)	らと連動した販路開拓)		
目標(目指すべきグループ事業像)の設定や実現に向けた勉強会・野究会、セミナー、ワークショップ、市場調査等の調査、要素技術の可能性検証、技術研修等	試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等(本コースの資金支援規模の範囲内で製品・サービス提供まで可能な小規模開発・事業展開案件も対象とします。)	実用化に向けた応用研究・生産 技術開発、量産設備投資(生産 体制の構築、販売・サービス提 供の拠点整備等)、それらと連 動した販路開拓等(広報、需要 開拓等) ※開発の実績・取組の蓄積等が 十分にあることが前提		
令和6年4月1日以降に実施して します。ただし、事前着手日から交	いる事業は事前着手届(※)を提出の上 で付決定日までの間の「直接人件費」は	、交付要領第6条及び第7条に基づき遡及適用 補助対象外となりますので、御注意ください。		
		·		
	(2)土地造成費、建物建設費(付帯工事含む)及び本格的な生産・販売目的で調達し本格的な生産・販売が主用途の			
1グループ当たり	1グループ当たり	1グループ当たり		
120 万円以内	100 万円以上~	2,000 万円超~		
(勉強会・研究会の	2,000 万円以下	5,000 万円以下		
実施は20万円以内)		(1 企業 3,000 万円以内。 ただし産学		
		連携グループで提案の場合、大学等		
		研究機関との受託(共同)研究費につ		
		いては 2,000 万円まで加算可能)		
11件程度	8件程度	5 件程度		
), <u> </u>				
・構成企業間の連携・役割分担の妥当性				
	- , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
・補助対象事業の取組計				
	(皿)取組に関する準備:	仄况の妥当性		
	コス(グループ形成) 目一実研究ク等可等 「特別では、 1 1 20 会 内) 「中央のでは、 1 1 20 会 内) 「中央のでは、 2 1 20 会 内) 「中央のでは、 2 2 1 20 会 内) 「中央のでは、 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	コース (グループ形成) では作・開発、テストマーケティング		

- (iii)発展性、社会課題 等の解決に寄与する 可能性
 - ・補助対象事業終了後 の事業の発展性
 - ・補助対象事業が社会 課題等の解決に寄与 する可能性
- (iv)費用対効果、発展性、社会課題等の解決 に寄与する可能性
 - 補助対象事業の取組の 費用対効果の妥当性
 - 補助対象事業終了後の 事業の持続可能性
 - 補助対象事業が社会課題等の解決に寄与する可能性
- (iv)費用対効果、経済効果・付加価値の創出、社会課題等の解決の実現可能性
 - ・補助対象事業の取組の費用対 効果の妥当性
 - ・補助事業終了後の実用化の実 現可能性
 - ・地域経済・中小企業の活性化、 新規雇用創出等の寄与度、付加 価値の創出等の実現可能性
 - ・ 社会課題等解決の実現可能性
- ※1 京都府の政策的趣旨から以下の項目に該当する場合は審査時に考慮します。
- ①本要領「2 対象要件」の(2)に記載する「スタートアップ企業」に該当する場合
- ②「理研との連携を想定したテーマ」のいずれかをテーマとし、理研をグループ構成に含む事業の場合
- ③ 良質雇用の継続・新規創出を目指す事業に該当する場合 良質雇用とは、所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が230,500円以上であること、月平均所定外労働時間が20時間以下であることの双方を満たすものをいいます。

4 対象経費

対象経費については、交付要領第7条に定められていますので、御確認ください。

また、対象経費は原則、京都府内の拠点で実施する事業の経費になります。京都府外の拠点に係る経費は対象外になりますのでご注意ください。

なお、本補助金については、京都府から財団への補助金を原資として、財団から補助対象者 に交付されるものであり、所得税法第42条または法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固 定資産等の圧縮額の損金算入)に規定する国庫補助金等に該当します。

したがって、補助対象者において、当該補助金をその交付目的に適合した固定資産の取得又 は改良に充てた場合は、同条の規定を適用することができます。

5 申請手続

(1) 申請様式・添付書類

ア 本申請要領、様式等については、財団ホームページからダウンロードしてください。

URL: https://www.ki21.jp/subsidy/kobo-r6-mori/

- イ 提出物は、各書類1部、CD-R1枚(申請様式の内容が全て記録されたもの)とします。申請書は、A4判、片面印刷、ページ番号記入で提出してください。記入は内容の正確を期すため、Word、Excelを使用し、日本語で判読し易く作成してください。
- ウ 提出された書類(個人情報)は、財団のほか、京都府にも提供されます。

なお、当該書類(個人情報)は、以下の目的の範囲で使用し、企業の秘密は保持します。

- ・評価、交付決定、管理等の補助事業の適正な執行のために必要な連絡
- ・事業活動状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査を含む)
- その他補助事業の遂行、京都府の政策目的達成のために必要な連絡等
- エ 提出された書類に不備がある場合又は受領後の精査の結果、申請資格がないことが判明した場合には、評価対象とならないことがありますので、御注意ください。

【提出物】

	提出書類		交付申請
)近山百 <u>粮</u>	代表企業	構成企業
	① 提出書類チェックシート		
	② 第1号様式 補助金交付申請書		
	③ 第1号様式 別紙1 全体事業計画書		
	④ 第1号様式 別紙1-1 全体事業計画(Iコース) 又は 別紙1-2 全体事業計画(I、IIコース)		
	⑤ 第1号様式 別紙1-3 販売計画(Ⅱ、Ⅲコースのみ)		
	⑥ 第1号様式 別紙1-4 個別実施計画(Ⅱ、Ⅲコースのみ)		
	⑦ 第1号様式 別紙2 役割分担表		
作成	⑧ 第1号様式 別紙3 構成メンバー一覧表		
書類	⑨ 第1号様式 別紙4 プロジェクトリーダーの経歴書	□ ※リーダーのみ	
	⑩ 第1号様式 別紙5 申請企業の概要		
	⑪ 第1号様式 別紙6 申請事業費 総括表 (グループ全体)		
	② 第1号様式 別紙7 申請事業費 個別表(各企業)		
	③ 特許リスト及び特許出願書類の写し(該当する場合のみ)		
	④ 第2号様式 事前着手届 (該当する場合のみ)		
	(5) CD−R		
	⑥ 企業の法人登記簿謄本 (★原本)		
	(履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内)		
	⑰ 開業届控えの写し(決算期を一期も迎えていない開業した方)		
添付資料	⑧ 納税証明書 (★原本)(府税に滞納が無いことの証明書。発行後3カ月以内のもの。)納税証明書の交付場所について:https://www.pref.kyoto.jp/zeimu/11600056.html		
	① 会社・組合:直近3期分の決算書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し個人:直近3期分の確定申告書の写し・白色申告の場合:確定申告書(第一表、第二表)、収支内訳書・青色申告の場合:確定申告書(第一表、第二表)、青色申告決算書		
	② 株主一覧が記載されている書類 (出資者、出資額の一覧が記載されているもの)		

■<u>⑩、⑯(又は⑰)は補助金を交付申請しない企業も提出が必要です。</u> ■グループ全体の内容を記載する③、④、⑤、⑦、⑧、⑪は、申請企業がそれぞれ同一のものを提出して

- ■<u>⑥法人登記簿謄本及び®納税証明書はオンラインで、</u> <u>⑰開業届控えの写しは郵送す。詳細については各申請手続を所管する行政機関等へお問い合わせください。</u> ⑩法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書): ⑩開業届控えの写しは郵送での発行申請が可能で

 - https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/flow/kantan/gaiyo.html
 - ⑪開業届控えの写し:
 - https://www.nta.go.jp/anout/disclosure/tetsuzuki-kojinjoho/03.htm
 - ⑧納税証明書(京都府スマート証明申請サイト):
- https://ttzk.graffer.jp/pref-kyoto
- ■資料は上記番号順にセットしてください。
- ■CD-Rには、①~⑭のすべてが記録されたものを、Word、Excelで保存し、企業名、テーマ名がわかるようにし てください (構成企業分も代表企業がまとめて1枚に保存・記録してください)。
- ■作成書類は全てA4サイズ、片面印刷、ページ番号記入(交付申請書を1ページ目)ください。
- ■京都府内に拠点が無い「スタートアップ企業」については、⑩納税証明書は不要です。

(2) 申請受付期間

申請受付期間は次のとおりです。

令和6年4月1日(月)~5月31日(金)午後5時必着(郵送又は持参)

→交付決定: Ⅰコース/7月中旬頃(予定)、Ⅱ・Ⅲコース/7月下旬頃(予定)

(3) 相談窓口・提出先

	(公財)京都産業 2 1 企画総務部事業成長支援担当 電話 075-315-9425 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町 134 京都府産業支援センター内			
相談窓口・	(公財)京都産業 2 1 京都経済センター支所電話:075-708-3333郵 送〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター4F又は			
提出先	(公財)京都産業21 けいはんな支所 電話 0774-95-2220 〒619-0294 木津川市木津川台9丁目6番・相楽郡精華町精華台7丁目5番1 けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)事務局内			
	(公財)京都産業21 北部支援センター 電話 0772-69-3675 〒627-0004 京丹後市峰山町荒山 225			
	京都府商工労働観光部産業振興課 電話 075-414-4849 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る			
	京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0774-2 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6	1-2103		
相談	京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0771-2 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1-4-1	3-4438		
談窓口	京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0773-6 〒625-0036 舞鶴市字浜 2020	2-2506		
	京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課商工労働観光係 電話 0772-6 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	2-4304		
	最寄りの商工会・商工会議所、京都府中小企業団体中央会			

6 評価方法

- (1) Iアーリーステージコースは、書面により評価を行います。 Ⅱ事業化促進コース及びⅢ本格的事業展開コースは、書面評価(1次)及びプレゼンテーション評価(2次)を行う予定です。
- (2) 評価は外部有識者等で構成される意見聴取会で行います。意見聴取会は非公開で行われ、 評価経過や結果に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて財団又は京 都府関係者等がヒアリング等を実施することがあります。その際、追加資料の提出を求める ことがあります。

7 交付決定

(1) 評価の結果は、財団から交付決定通知書を送付します。なお、申請内容に係る評価や申請状況等を考慮し、事前に申請者と調整の上、申請されたコースと異なるコースで交付決定することや、申請された金額を下回る額で交付決定することがあります。

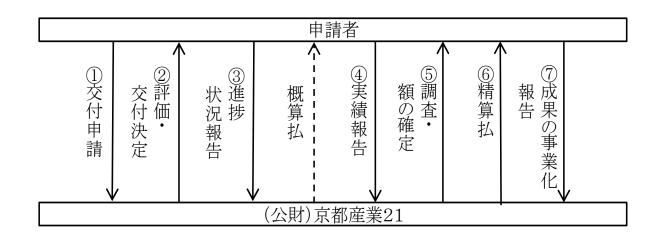
(2) その他留意事項

ア 交付決定を受けた案件については、公表の可否及び公表内容について事前に申請者と 調整・了承を得た上、財団のウェブサイトで公表するとともに、プレス発表など必要に応 じて申請内容等を報道機関等へ紹介する場合があります。

イ ①交付申請から⑦成果の事業化報告までのフローは下記のとおりです。

補助事業完了の翌年度から5年度間 (Iアーリーステージコースは1年度間) は、⑦成果の事業化報告を行っていただきます。

なお、政策目的達成のために、財団のコーディネータ等が、補助事業者に雇用状況の確認を行うことがありますので、可能な範囲で御協力をお願いします。



8 「パートナーシップ構築宣言」の普及へのご協力のお願い

京都府では、関係閣僚(内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省及び内閣官房副長官)と日本経済団体連合会会長、日本商工会議所会頭、日本労働組合総連合会会長をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された「パートナーシップ構築宣言」※の普及を促進しています。

実績報告までに、当該宣言(登録)を行っていただきますようご協力をお願いいたします。

※サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

<ポータルサイト>※こちらから登録ができます。

https://www.biz-partnership.jp/index.html

【京都府総合計画に掲げる主な「産業創造リーディングゾーン」】

地域の歴史や産業集積などの特性を踏まえた、新たな産業創造のためのリーディングゾーン を府内各地に配置して、国際的なオープンイノベーションを展開することにより、社会課題を 解決し、世界的な競争にも打ち勝てる産業が創出され続ける京都産業をめざします。

脱炭素産業

国内外のスタートアップ企業や脱炭素関連企業の集積を図るため、大企業・ 自治体・住民とスタートアップ企業等が共創し、ゼロカーボンまちづくりを実現する「ZET-valley」の形成を推進

■想定事例

・空気中の CO2 などの自然を資源として繊維を作り、サプライチェーンを低負荷化

アート&テクノロジー

令和5年10月31日にオープンした「アート& テクノロジー・ヴィレッジ京都(ATVK)」を核に、アートとテクノロジーを融合させた新たな産業の創造による起業を促すとともに、次世代を担う起業家や企業の中核を担う人材育成を推進する。

■想定事例

・コンピュータ・テクノロジーを活用したインタラクティブアートの教育分野への展開

シルクテキスタイル産業

海外展開等の新規マーケット開拓や新商品 開発等を総合的に支援することで、 世界から注目されるテキスタイル産地の形 成や新事業の創出を促進する。

■想定事例

・伝統産業事業者と、デザイナーやアーティ ストのコラボレーションによる新商品開発

クロスメディア産業

アニメ・ゲームなどのコンテンツを生み出し続けてきた京都・太秦に、コンテンツ関連企業に加えて、メタバース、WEB3.0などのDX・ICT関連企業の集積を図り、教育・ものづくり・医療・観光など様々な分野において世界をリードする次世代産業を創造する国際的なオープンイノベーション拠点の形成を推進

■想定事例

・メタバース技術を活用した高齢者のバイタ ルデータの常時モニタリング

フードテック産業

京都の食産業の高付加価値化と競争力強化 を図るため、京都ならではのフードテック 技術を開発・集約し、食関連事業者に還元 する仕組みを構築

■想定事例

・ 革新的な食品保存技術による食品ロスの 削減

ヘルス・スポーツ産業

地域のスポーツ施設や豊かな自然を生かし、地域の各大学とも協働して、スポーツ & ウェルネスの産学公実証を核にした地域 づくりを推進

■想定事例

・健康管理促進アプリを活用し、府の観光地 へのアクセスに繋げるヘルスツーリズム

※本ページに関する問合せは、京都府商工労働観光部産業振興課(075-414-4849)まで

「産学公の森」 (「企業の森・産学の森」) 推進事業 補助金交付要領

(令和6年度採択)

公益財団法人京都産業21

(趣旨)

第1条 公益財団法人京都産業21(以下「財団」という。)理事長は、産学公が現行制度や業界内の常識、個別企業の限界を超えてそれぞれの強みを持ち寄り、総合的な観点から協働し、社会課題を解決する新たなビジネス・成長産業を創出する取組に対し、その経費の一部を支援するため、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 拠点 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する本・支店、営業所、事業所、研究所等をいう。
 - (2) 中小企業者 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社(株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社)及び組合(企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、その他の法律により設立された組合及びその連合会、有限責任事業組合)をいう。組合の場合の補助対象は、営利目的で実施する事業に限る。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の 役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業者に含まないものと する。

また、大企業とは本号に定める中小企業者以外の者をいう。

なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。

- ア) 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- 1) 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- (3)代表企業 京都府内に拠点を有する産産・産学連携グループの代表となる中小企業者をいう。
- (4)構成企業 前号に定める代表企業以外の産産・産学連携グループを構成する中小企業者又は大企業をいう。
- (5)大学等研究機関 大学、高等専門学校、国立・公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政 法人及び公益法人(以下「機関」という)をいう。(その他財団が特に適当と認める場合を含む)
- (6) 産産連携グループ 京都府内に拠点を有する中小企業者1者を代表企業とし、京都府内に拠点を有する構成企業1者以上が参画するグループをいう。ただし、申請要領で定義する「スタートアップ企業」の場合は府内に拠点が無い場合でもグループ構成要件を満たす構成企業として認めるものとする。
- (7) 産学連携グループ 京都府内に拠点を有する中小企業者1者を代表企業とし、機関が1者以上参画 するグループをいう。
- (8)補助事業者 本交付要領に基づき、交付決定を受けた者をいう。
- (9)事業の中止 事業着手後に補助事業の遂行を取りやめることをいう。
- (10)事業の廃止 事業着手することなく、補助事業を取りやめることをいう。

(補助事業の対象となる要件)

第3条 本事業の対象は、第1条に定める取組を行う産産連携グループ又は産学連携グループ(以下、「グループ」という。)とする。

ただし、財団法人(公益・一般)、社団法人(公益・一般)、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は補助金交付の対象外とする。

- 2 前項の規定に関わらず、グループを構成する代表企業又は構成企業・機関が次の各号に該当する者は本事業の対象としない。
 - (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがある場合及び法人税等の滞納があるとき
 - (2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に定める風俗営業を営むと認められるとき(一部例外を除く)
 - (3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき
 - (4) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
 - (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
 - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(3)から(7)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - (9) (3)から(7)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合((8)に該当する場合を除く。)に、財団が当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき
 - (10) 第2条第1号に定める拠点の府外移転を行う(検討開始を含む。)ことが明確なとき

(共同事業契約の締結)

- 第4条 グループを構成する代表企業及び構成企業・機関は、本事業の実施に関わって、原則として次の 各号を含む必要事項を定めた共同事業契約を締結し、その写し1部を別に通知する日までに財団に提出するものとする。
 - (1) 協力関係 本事業を実施するに当たり、お互いに協力し合うこと
 - (2) 秘密保持 秘密保持に関する事項
 - (3) 成果の発表 無断での成果発表の禁止や、成果の発表時の協力に関する事項
 - (4) 成果の帰属 事業化時の帰属に関する事項
 - (5) 知的財産権 知的財産権を共有する場合の義務(知的財産権の遵守条件等)に関する事項
 - (6) その他 本事業を推進するために必要な事項

(補助率、補助限度額)

第5条 補助率、補助限度額は別表2に定めるとおりとする。

(対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、補助金交付決定日から令和 7年1月31日までとする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると財団理事長が認める場合は、この要領の施行日以降に限り、交付決定日より前に事前着手することができる。なお、その場合、対象期間には事前着手日から交付決定日までの期間が加算される。

(対象経費)

第7条 対象経費は、別表3に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払(決済)の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。ただし、前条ただし書きの規定により事前着手した場合、その期間(事前着手日から交付決定日まで)の直接人件費は補助対象外とする。また、直接人件費を除くその他の経費についても、事前着手日から交付決定日までに発注・契約、納品、支払(決済)の全てが完了しているものは補助対象外とする。

(交付の申請等)

- 第8条 本事業の対象となるグループのうち、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は<u>交付申請書(第1号様式及び第1号様式別紙1~7)</u>を財団が別に定める書類を添えて財団が指定する期日までに財団理事長に提出するものとする。
- 2 申請者は、第6条ただし書きの期間内に発生する経費を申請する場合には、<u>事前着手届(第2号様</u> <u>式)</u>に当該経費に係る契約書、発注書等の経費の内容がわかる書類を添えて、前項の交付申請書に併 せて財団理事長に提出するものとする。
- 3 第2条第1項第3号に定める代表企業は、補助金の交付を申請するものとする。

(交付の決定)

第9条 財団理事長は、前条の交付申請書及び事前着手届の提出があったときは、内容を審査し補助金の交付が適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行うものとする。

なお、財団理事長は、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は 条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- 3 財団理事長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に 通知するものとする。
- 4 財団理事長は、申請内容に係る評価や申請状況等を考慮し、第5条に規定する補助限度額(下限額) を下回る額で交付の決定を行うことができる。

(事業計画の変更等の申請等)

第10条 補助事業者は、第8条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号の一に該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書(第3号様式-1)を財団理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1)補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の概ね50%を超える変更をしようとするとき
- (2)本事業のサブテーマの中止又は変更、目標値の変更など事業内容を著しく変更しようとするとき
- (3) プロジェクトリーダーを変更しようとするとき
- (4) その他財団理事長が必要と認めるとき
- 2 補助事業者は、第1号様式に記載した名称(法人名)、所在地、代表者職氏名及び構成メンバーを変更するときは、変更届(第3号様式-2)を速やかに財団理事長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、本事業を中止し又は廃止しようとするときは、<u>事業中止(廃止)承認申請書(第3号</u> 様式-3)を財団理事長に提出しその承認を受けなければならない。

(事業計画の変更等の承認等)

第11条 財団理事長は、補助事業者から前条の申請を受理した場合は、 内容を審査し、承認又は不承認及び補助金の変更交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(進捗状況の報告等)

- 第12条 財団理事長は、本事業の遂行状況等について補助事業者に報告を求めることができる。
- 2 補助事業者は、前項の報告を求められた場合は、<u>進捗状況報告書(第4号様式)</u>に実績を記入したものを財団が求める帳簿、証憑等を添付し、別に通知する日までに財団理事長に提出しなければならない。
- 3 財団理事長は、前項の報告書の提出を受けたときは、必要に応じて現地調査、指導、評価等を行うものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、本事業が完了したとき(事業の中止の承認を受けたときを含む。)又は対象期間が終了したときは、令和7年2月7日までに、<u>実績報告書(第5号様式)</u>を財団理事長に提出しなければならない。

(額の確定等)

- 第14条 財団理事長は、前条の規定により実績報告等を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。
- 3 財団理事長は、第 1 項により確定する額について、第5条に規定する補助限度額(下限額)を下回る額で交付できるものとする。

(補助金の請求等)

第15条 補助事業者は、前条の補助金の額を確定する通知を受けた後、<u>補助金請求書(第6号様式)</u>を 財団理事長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

- 2 次条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部交付を受けている場合は、前条の補助金の 額の確定額との差額を請求するものとする。
- 3 補助事業者は、次条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金の額を超えている場合は、財団にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

(補助金の概算払)

- 第16条 補助事業者は、予め財団理事長との協議を経たうえで、補助金の概算払を請求できるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、<u>概算払申請書(第7号様式)</u>を財団理事長 に提出しなければいけない。
- 3 財団理事長は、前項による概算払申請書を受けたときは、内容を審査し本事業の遂行上必要と認める場合は、交付決定額の70%に相当する額を上限として、概算払をすることができる。ただし、直接 人件費は全て精算払とする。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 財団理事長は、補助事業者が次に掲げるものに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができるものとする。
 - (1) 第10条第3号による事業中止(廃止)承認申請書を受理したとき
 - (2) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
 - (3) 交付申請書、その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき
 - (4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と財団理事長が認めたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき
 - (6) 被災等により補助事業の遂行ができないと財団理事長が認めたとき
- 2 前項の規定は、補助金の額を確定した後においても適用するものとする。
- 3 財団理事長は、第1項の取消等の決定を行った場合には、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 財団理事長は、前条の規定により取消を決定した場合において、当該取消に係る部分に関し、 既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

- 第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 2.5パーセントの割合で計算した加算金を財団に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年 2.5パーセントの割合で計算した延滞金を加えて財団に納付しなければならない。

(補助金の経理等)

第20条 補助事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年度間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第21条 補助事業者は、本事業が完了した後も、本事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下 「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的 に従って、その効果的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加額が50万円以上のものについて、<u>取得財産管理台帳(第8号様式)</u>を備え、その保管状況を明らかにするとともに、財団理事長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用や処分(譲渡、廃棄等)を行ってはならない。
- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、予め<u>財産処分承認申請書(第9号様式)</u>を財団 理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 財団理事長は、前項の規定により承認した補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産を処分したことによる収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を財団に納付させることができる。なお、納付額は別表4に定めるとおりとする。

(成果の発表)

- 第22条 財団理事長は、本事業が完了したときは、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、その成果を発表させることができる。
- 2 補助事業者は、財団理事長が前項に規定する成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(成果の事業化報告)

第23条 補助事業者は、原則として補助事業完了(一部完了を含む。)の翌年度から5年度間(Iアーリーステージコースは1年度間)の事業化の状況等について、<u>事業化進捗状況・事業成果等報告書(第</u>10号様式)を財団が別に通知する日までに財団理事長に提出しなければならない。

(成果の帰属)

- 第24条 本事業の実施により発生した特許権等の知的財産権、成果の帰属先は、次の各号に該当する 項目を遵守することを条件に補助事業者とする。
 - (1)本事業を実施することにより特許権等の知的財産権が発生し、知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく財団に報告し、前条に規定する報告書にその旨を記載すること。
 - (2)相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、財団が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(立入調査等)

- 第25条 財団理事長は、各条で定めるほか必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、財団の職員及び財団が指定する者に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類及びその他の物件等の調査をさせることができる。
- 2 補助事業者は、前項の調査を受けたとき、関係者及び責任者を立ち会わせなければならない。
- 3 第1項の財団の職員及び財団が指定する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者による請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第26条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、財団理事長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度交付分の補助金に適用する。

別表1 (第2条関係)

中小企業者

主たる事業を営んでいる業種	<資本金基準> 資本金の額又は 出資の総額	<従業員基準> 常時使用する 従業員の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチュー ブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

^(※)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

別表2 (第5条関係)

補助率、補助限度額

コース	I アーリーステージコース	Ⅱ事業化促進コース	Ⅲ本格的事業展開コース	
	(1)対象経費の 1/2 以内	(1)対象経費の 1/2 以内		
補助率	(千円未満切捨て)	(2)土地造成費、建物建設費(付帯工事含む)及び本格的な生産・		
THE DUTY		販売が主用途の設備(※)に当た	こっては、その 15%以内	
		(千円未満切捨て)		
	1 グループ当たり	1 グループ当たり	1 グループ当たり	
	120 万円以下	100万円~2,000万円以下	2,000 万円超~5,000 万円以下	
	(勉強会・研究会事業のみの			
補助限度	場合は20万円以内)		● 1 企業 3,000 万円以内、ただし	
額			産学連携グループで提案の場合、	
			大学等研究機関との受託(共同)	
			研究費については 2,000 万円ま	
			で加算可能)	

[※]本格的な生産・販売目的で調達し、本格的な生産・販売が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上(各社の会計・税務処理の判断による)となるものは、補助率15%以内。

別表3 (第7条関係)

対象経費

補助事業に直接関係する次に掲げる経費のうち、財団理事長が必要かつ適当と認める経費

費目	型接関係する次に掲げる経貨のつり、財団理事長が必要がフ週ヨと認める経貨 説 明		
旅費			
III A	「一個別スクバー」の事業に到定が安体所員・文庫員(公共文庫協園の利用に限る)。		
直接人件費	補助対象事業の遂行に直接関与する「構成メンバー」(原則、役員を除く。)の事業化活動や研究開発従事時間に対応する人件費。 ※時間単価は、2,000 円を限度とし、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額(所定外労働時間は対象外)とする。 ※原則として、役員は対象外であるが、小規模事業者(製造業20名以下、商業・サービス業5名以下)の法人の役員、個人事業主は対象とする。(※役員については定期同額給与を採用している役員の役員報酬の年間支給額、個人事業主は決算の所得を給与の年間支給額とみなす。)		
材料費• 消耗品費	補助事業遂行に必要な資材・部品・消耗品等の購入に要する経費等		
	機械装置及び設備・備品の購入費・リース料・割賦料		
	機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用に要する経費等		
財産購入費等	補助事業遂行に必要な土地・建物の賃借料		
備品購入費等	※上記と一体的に発注するもの(機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等)も含む。 但し、事業実施に必要不可欠な機能・規模と認められるものに限る。 ※リース料・割賦料、土地・建物の賃借料は、対象期間分のみが補助対象。		
	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕		
	様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハ		
	ウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費(但し、補助対象事業の核となる		
外注•委託費	要素すべてを委託することはできない。)		
	また、試験検査等の委託費(京都府が設置する試験研究機関に対する検査手数料は除		
	く)、市場調査、デザイン料、システム開発費、ホームページ(web サイト)制作等。		
	※外注・委託による成果物が補助事業者に帰属しない場合は補助対象外とする。		
大学等研究機 関との受託 (共同)研究 費			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
	会の受講料、会議や講演などを開催する際の会場や備品等の利用に要する経費)、広告料、		
その他	パンフレット・リーフレット等の作成費、知的財産権の出願等に要する経費、通訳料、翻		
直接経費	訳料、試験費、展示会出展費用、雑役務費(常時雇用以外の短期アルバイト等の賃金)		
	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費(但し、数量が個別具体的に把握可能な		
	もののみとする)		

※1 対象経費については本表に定めるもののほか、財団理事長が別に定める「事務処理の手引」に基づいて処理すること。

- ※2 「構成メンバー」とは補助事業に直接関与する、本交付要領第1号様式別紙3に記載された者をいう。
- ※3 産産・産学連携グループ内又は親会社・子会社等への発注や外注による経費は、原則、 対象経費とならない。
- ※4 大学等研究機関との間に発生する経費については、「大学等研究機関との受託(共同)研究費」の費目に充当すること。
- ※5 他の補助金、助成金等の交付を受けている経費は補助対象にならない。
- ※6 補助金交付申請額の算定段階において、公租公課(消費税及び地方消費税額等)は補助 対象経費から除外して算定すること。

(参考) 対象とならない経費の例

- ・旅費・交通費としてのタクシー代、ガソリン代、レンタカー代、高速道路通行料金、駐車料金
- ・文房具などの一般事務用品
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産)の購入費
- ・ 華美なもの(必要以上に高価な什器、美術品等)
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 土地の購入費
- ・既存の建物・設備等の解体費・処分費
- 日本の特許庁に納付される知的財産権に係る手数料等、他者からの知的財産権購入費
- 電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- 調達材料の受発注や補助事業に係る関係書類の作成に係る人件費
- ・ 設備投資に伴う社内人件費・旅費
- 補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- 各種保険料
- 商品券等の金券、収入印紙
- ・借入に伴う支払利息、公租公課(消費税及び地方消費税額等)、建物登記費用・官公署に支払う手数料等 (京都府が設置する試験研究機関に対する支出も含む)、振込手数料(代引手数料を含む)
- 地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- ・対象期間中の販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費(※テスト販売を除く)
- ・料理などの飲食及び贈答のために購入する土産物に係る経費、接待費、税務申告・決算書作成等のため の税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- ・帳簿、証憑等により、発注・契約、納品(検収)・履行完了、支払(決裁)等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- ・補助事業の遂行に直接関係しない目的が含まれる経費(補助事業に直接関係のない会社案内のホームページ製作費等)。ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。
- 上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

◆テスト販売・・・

以下の要件を満たす場合にのみ補助事業で開発した試作品のテスト販売(注)を認める。

なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助対象に係る経費から差し引いて算出するものとする。 【要件】

- ・テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となること。
- ・テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。(試作品の改良、販売予定価格の改定をした場合を除く。)
- ・テスト販売品には、「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨 を明記すること。
- ・消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。

(注)テスト販売とは、補助事業者が本事業で開発等を行った試作品を、①展示会等のブース、②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、③第三者への委託などにより、限定された期間に、不特定多数の人に対して、試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。

別表4 (第21条関係)

財産処分に係る納付額

区分	説明
	有償譲渡又は有償貸付けに係る納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡額
	又は貸付額(ただし、当該譲渡額又は貸付額が残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑
(1)	定評価額に比して著しく低価である場合において、その理由を合理的に説明することができな
	いときは、残存簿価相当額又は鑑定評価額)に補助率(補助金交付額が事業額に占める割合そ
	の他の適切な比率。以下同じ。)を乗じて得た額とする。
	転用、交換、取壊し又は廃棄の場合の納付額は、残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とす
(2)	る。ただし、鑑定評価を行う場合には、鑑定評価額に補助率を乗じた金額と前記の金額で高い
	方とする。

※ただし、次に掲げる場合は納付義務を免除する。

- (1) 災害又は火災(補助事業者等の責めに帰することのできない事由による場合に限る。)により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- (2) 補助事業による開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産を生産に転用 (所有者の変更を伴わない目的外使用)する場合
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合